

中間検査の特定工程及び特定工程後の工程の指定について

香川県土木部建築指導課

平成30年4月1日以降、香川県が指定する中間検査の対象建築物（共同住宅）の対象規模及び特定工程を見直します。

中間検査制度は、工事の途中で検査を行うことにより建築物の安全性を一層確実なものとするため、平成10年の法改正により創設され、県では、より安全で安心なすまいづくりを目指して、平成14年には一定規模の在来軸組工法による木造住宅の特定工程等を、平成19年には10階建て以上の共同住宅の特定工程等を指定し、工事中の建築物について中間検査を実施しています。

今回、県内の特定行政庁の中間検査内容の統一化を図る観点から、中間検査の対象建築物や特定工程等の見直しを行い、特定工程等を下記のとおり再指定をしたうえで、引き続き、平成30年4月1日から中間検査を実施することとしたのでお知らせします。

1 区 域 県内全域（高松市の区域を除く。）

※高松市の区域は、対象規模及び特定工程の見直しはありません。

2 実施期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

※平成30年4月1日以降に確認申請書・計画通知書を、県又は指定確認検査機関に提出した建築物に適用されます。

なお、平成30年3月31日までに確認申請書・計画通知書を提出済の建築物は、従前の規定が適用されます。

3 中間検査を行う建築物と特定工程等

(1) 対象建築物

| 構造、用途 | 対象規模 |
|-------------------------|---|
| 1. 床及びはりに鉄筋を配置する構造の共同住宅 | <u>地上階数が3以上のもの</u> |
| 2. 主要構造部の全部又は一部が木造の住宅 | 延べ面積が100m ² を超え500m ² 以内であるもの（居住の用に供する部分が延べ面積の2分の1を超えるものに限る。） |

(2) 特定工程等

| 分類 | 特定工程 | 特定工程後の工程 |
|---------------|--|--|
| (1)の1に該当する建築物 | <u>屋根を構成する部材及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事の工程</u> | 屋根を構成する部材及びこれを支持するはりに配置された鉄筋をコンクリート等で覆う工事の工程 |
| (1)の2に該当する建築物 | 軸組の工事及び当該軸組の部材を緊結する工事の工程 | 床、壁天井等を設置して軸組を覆う工事の工程 |

※全国一律に適用される階数が3以上である共同住宅については、建築基準法第7条の3第1項第1号の規定を参照してください。

4 適用の除外 法第85条の規定の適用を受ける仮設建築物については、適用しません。

5 問い合わせ先 香川県土木部建築指導課 審査指導・開発グループ

電話：087-832-3611 / FAX：087-806-0239

香川県のホームページ：<http://www.pref.kagawa.lg.jp/>

なお、高松市内については、高松市建築指導課（電話087-839-2488）にお問い合わせください。